

令和2年11月4日

お客さま 各位

A T M現金払い戻し限度額の一部制限のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、高齢者を狙った特殊詐欺の未然防止を図るために、キャッシュカードによるA T Mでの現金払い戻し取引に対し、令和2年12月21日（月）より、下記のとおり一部制限を設けることといたしました。

対象となるお客様には大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

対象となる お客さま	<u>70歳以上</u> のお客さまで、かつ <u>過去3年間</u> キャッシュカードによる現金払い戻し取引の ご利用がないお客さま
利用制限内容	キャッシュカードによる1日あたり現金払い戻し <u>限度額を10万円</u> とさせていただきます。
対応開始日	令和2年12月21日（月）

なお、対象となるお客さまで払い戻し限度額の引き上げをご希望の場合には、お取引店舗へお申し出ください。

